

## 愛知県宿泊事業者感染防止対策事業費補助金 Q & A

### 補助対象期間について

Q1 事業はいつから開始してよいでしょうか。

A1 事業は交付決定後に着手してください。本補助金は、交付決定前に着手した事業についても申請することができますが、必ず交付決定されるものではありませんので、交付決定を受けてから事業の着手をすることをお勧めします。

Q2 すでに事業が終了していても対象となるのですか。

A2 令和2年4月7日（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく緊急事態宣言の発令日）以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象となります。その場合、交付申請の時点で、見積書、納品書、請求書、領収書などの経費支出に係る証拠書類等が確認できることが必要です。

なお、令和2年4月6日以前に着手した事業については対象となりません。

### 補助率等について

Q1 4分の3の補助率の対象事業者は中小企業者となっていますが、個人事業主は対象となりますか。また、みなし大企業は対象となりますか。

A1 個人事業主については4分の3の補助率の対象となります。

みなし大企業については、4分の3の補助率の対象となりません。みなし大企業については、補助率が3分の2となります。

Q2 補助下限額はありますか。

A2 下限額はありませぬ。上限は200万円です。

### 補助対象事業について

Q1 導入したい（導入した）機器・備品が補助対象かどうかわかりませぬ。

A1 公募要領「7 補助対象となる事業、ならない事業について（例示）」記載の例示以外にも補助対象となることがあります。個別に判断しますので、事務局（電話：052-232-6709）へご相談ください。また、補助対象となる事業であっても、予算の範囲内で採択を行うので、交付決定を必ず受けられるということではありませぬ。

Q2 トイレの洋式化は補助対象事業となりますか。

A2 施設の改修は対象となりませぬので、トイレの洋式化は原則として対象となりませぬ。便器の購入も対象となりませぬ。ただし、自動開閉蓋の導入は対象となります。判断に迷われる場合は、事務局（電話：052-232-6709）へご相談ください。

Q 3 風呂の改修は補助対象事業となりますか。

A 3 施設の改修は対象となりませんので、風呂の改修は原則として対象となりません。判断に迷われる場合は、事務局（電話：052-232-6709）へご相談ください。

#### **補助対象経費について**

Q 1 消費税及び地方消費税も含めた額が補助対象となりますか。

A 1 消費税及び地方消費税については、補助対象となりません。補助金の交付申請書及び補助事業計画書においては、消費税及び地方消費税を含まない金額で申請をお願いします。

#### **応募手続きについて**

Q 1 県内に複数の宿泊施設を有しますが、宿泊施設ごとに申請できますか。

A 1 旅館業許可番号1件につき1件申請することができます。

Q 2 県内に複数の宿泊施設を有し、複数件申請したいのですが、全ての提出書類について、（例えば、現在事項証明書又は履歴事項全部証明書（原本）等）も申請1件につき1部ずつ提出しなければいけませんか。

A 2 提出書類については、下記の書類については、同じ書類の提出であれば、原本1部の提出で可とします。その場合、2件目の申請からはコピーを添付し、「原本は（宿泊施設の名称）の申請書に添付」と明記してください。

- ・ 申立書（様式第2）
- ・ 現在事項証明書又は履歴事項全部証明書
- ・ すべての県税について未納の徴収金がない証明（納税証明書）
- ・ 愛知県受取人届出書

Q 3 申請書の書き方によくわからないところがあります。

A 3 事務局（電話：052-232-6709）でご案内します。お問い合わせください。「記載例」もご確認ください。

#### **補助金交付決定後の事業の実施について**

Q 1 交付決定を受けた事業の事業計画を変更したい場合に、「変更承認申請書」を提出すれば、当初の交付決定額を増額することはできますか。

A 1 交付決定した金額の増額はできません。なお、交付決定を受けた事業の内容を変更しようとする場合は、「変更承認申請書」を提出し、県の承認を受けなければなりません。